第25期 第15回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和６年８月27日

　　至　令和６年８月27日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第15回 北広島市農業委員会総会議事録

令和6年8月27日（火）13時30分、第15回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階議場に招集する。

1　議事日程

日程第1　議事録署名委員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　報告第1号　現況証明願による専決処分について
日程第4　報告第2号　農地法第3条の3の届出による専決処分について
日程第5　議案第1号　現況証明願について
日程第6　議案第2号　農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7　議案第3号　農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8　議案第4号　北広島市都市計画審議会委員の推薦について
日程第9　議案第5号　現地調査委員の指名について
日程第10　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　2番　安宅　一夫　委員　3番　山田　智美　委員
4番　宮北　輝　委員　5番　佐々木　珠惠　委員　6番　佐藤　芳之介　委員
7番　三戸　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員　田村　智幸　委員
塚本　能信　委員　森越　信幸　委員

4　事務局出席者　事務局長　橋本　征紀　事務局次長　山田　孝博　主査　佐野　央馬
主任　石川　正人　主事　上野　礼

（開会宣言　13時30分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により4番　宮北委員、5番　佐々木委員、以上2名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和6年8月27日、本日1日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日1日と決しました。

＜日程第３:報告第１号「現況証明願による専決処分について」＞

議　　長　報告第1号「現況証明願による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第1号現況証明願による専決処分について提案理由をご説明いたします。

今回は1件の願出が出されております。

番号1、場所は[redacted]外1筆で、合計面積は1,066㎡であり、願出人は[redacted]氏、所有者は[redacted]氏であります。願出目的は、地目変更登記のためであり、令和6年7月22日には事務局にて現地を確認し、非農地と認定しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第1号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第1号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第４:報告第２号「農地法第３条の３の届出による専決処分について」＞

議　　長　報告第2号「農地法第3条の3の届出による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第2号農地法第3条の3の届出による専決処分について提案理由をご説明いたします。今回は2件の届出が出されております。

番号1、場所は[redacted]外1筆で、合計面積は10,138㎡であり、権利取得者は[redacted]氏、被相続人は[redacted]氏であります。あっせんを希望しており、令和6年8月8日に専決処分しております。

番号2、場所は[redacted]外8筆で、合計面積は31,230㎡であり、権利取得者は[redacted]氏、前所有者は[redacted]氏であります。あっせんの希望はなく、令和6年8月13日に専決処分しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。茶木委員どうぞ。

茶木委員　現在の農地の利用状況を教えてください。

事　務　局　利用状況についてお答えいたします。番号1につきましては、所有者が草刈等を実施し管理されております。番号2につきましては、現在[redacted]さんが公社経由で賃貸借している農地でございます。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。塚本委員どうぞ。

塚本委員　番号1のあっせん希望ありとのことですが、内容を教えてください。

事　務　局　所有者の希望としては賃貸借の希望と伺っておりまして、現在担い手支援センターと情報を共有して借主を探しているというところでございます。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。番号1の土地については、未利用とならないよう、所有者にも伝えて耕作管理してくれる方を探してもらいたいと思います。お願いいたします。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第 5：議案第 1 号「現況証明願について」＞

議　　長　議案第 1 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第 1 号現況証明願について提案理由をご説明いたします。

今回は 3 件の願出が出されております。

番号 1、願出地は[redacted]外 1 筆で、合計面積は 20,508 ㎡であります。願出人は、司法書士の[redacted]氏、所有者は[redacted]氏であり、願出目的は、地目変更登記のためであります。

番号 2、願出地は[redacted]外 6 筆で、合計面積は 37,335 ㎡であります。願出人は司法書士の[redacted]氏、所有者は[redacted]氏であり、願出目的は、地目変更登記のためであります。

番号 3、願出地は[redacted]、面積は 14,145 ㎡であります。願出人は[redacted]氏、所有者は[redacted]氏であり、願出目的は、地目変更登記のためであります。

3 件の願出はいずれも、令和 6 年 8 月 19 日に安宅委員、山田委員、塚本委員の 3 名にて現地調査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、塚本委員長より調査結果を報告願います。

塚 本 委 員　令和 6 年 8 月 19 日、現況証明願による現地調査を安宅委員、山田委員、私の 3 名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号 1、願出人 [redacted]氏、所有者 [redacted]氏による願出でございますが、場所は[redacted]地区で、[redacted]から北東約 300mに位置する土地です。

この土地は、平成 23 年度に非農地通知が発出されており、現地の状況は、非農地と判断された当時と変わっていないことを確認し、「非農地」と認定いたしました。

番号 2、願出人 [redacted]氏、所有者 [redacted]氏による願出でございますが、場所は[redacted]地区で、[redacted]の南西約 300mの範囲に位置する土地です。

この土地の内、[redacted]の 3 筆につきましては、平成 27 年度に非農地通知が発出されており、現地の状況は、非農地と判断された当時と変わっていないことを確認し、「非農地」と認定いたしました。

この他の土地である[redacted]の 4 筆につきましては、現地の状況は、牧草や雑草が繁茂しておりますが、トラクター、プラウ等で農地に復元できると判断をし、農地性が認められましたので、「農地」と認定いたしました。

番号 3、願出人 [redacted]氏、所有者 [redacted]氏による願出でございますが、場所は[redacted]地区で、[redacted]から南西約 600mの[redacted]と[redacted]の間に位置する土地です。

この土地は、平成 20 年度に非農地通知が発出されており、現地の状況は、非農地と判断された当時と変わっていないことを確認し、「非農地」と認定いたしました。

以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行いたいと思います。何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第 1 号は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第１号については、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第６：議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について、提案理由を説明いたします。

今回は１件の申請が出されております。

番号１、申請地は[redacted]外１筆で面積は 14,741 ㎡であり、譲渡人は[redacted]の[redacted]氏、譲受人は[redacted]の[redacted]氏であります。

権利移転の目的は[redacted]氏の規模拡大であり、対象地は令和６年３月の第 10 回総会で議決いただきました３条申請許可により使用貸借をしている水田と、その隣接する畑となっております。

令和６年８月 20 日には地区担当委員である、茶木委員、佐藤委員、坂本委員の３名にて現地調査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、地区担当委員による現地調査が実施されていますので、佐藤委員より調査結果を報告願います。

佐藤委員　令和６年８月 20 日、農地法第３条許可申請による現地調査を茶木委員、坂本委員、私の３名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号１、譲渡人　[redacted]氏、譲受人　[redacted]氏による申請ですが、現在、使用貸借で利用している農地及び規模拡大のための農地の売買契約であり、許可申請書等を確認し、譲受人である[redacted]氏が申請地を計画どおり耕作可能であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第２号は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第２号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第７：議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について、提案理由を説明いたします。

今回は、１件の申請が出されております。

番号１、申請地は[redacted]の畑で、その一部の 871.11 ㎡を利用するものであり、貸主は[redacted]氏、借主は[redacted]氏であります。

権利移転の内容は、音江別川橋補修工事に伴う仮設事務所等の設置のための一時転用に伴う賃貸借であり、転用期間は許可日から令和７年３月 31 日までとなっております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。宮北委員どうぞ。

宮北委員　申請地がいびつな形をしておりますが、どのように利用するのでしょうか。

事　務　局　土地の利用計画で申し上げますと、[redacted]線に面して広くなっている部分を仮設事務所と工事車両の駐車スペースとして使用し、その奥の細い部分を休憩所や工事車両の駐車スペースとして使用するという計画になっておりまして、このような形状の計画となっております。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第３号は、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第３号は、北海道農業会議へ意見を聴取した後、許可相当と意見を付し、石狩振興局長へ送付することに決定いたしました。

＜日程第８：議案第４号「北広島市都市計画審議会委員の推薦について」＞

議　　長　議案第４号「北広島市都市計画審議会委員の推薦について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いします。

事　務　局　議案第４号　北広島市都市計画審議会委員の推薦について、提案理由を説明いたします。

都市計画審議会は、用途地域の変更や地区計画の決定などの都市計画に関する事項を調査、審議する機関でございます。北広島市都市計画審議会につきましては、10 人の委員により構成されておりまして、委員の任期は２年間となっております。８月 31 日に現委員の任期が満了することに伴い、７月 31 日付けで北広島市長より農業委員会に対し委員１名の推薦依頼がございました。

佐藤委員におかれましては、平成 30 年９月から３期６年間、審議会委員を務められまして、北広島市長からは、引き続き現委員を推薦願いたいという内容の依頼がされております。このことから、引き続き佐藤委員を推薦したいという内容の提案でございます。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、佐藤委員が議事参与の制限の対象となりますので、退席願います。暫時休憩いたします。

（佐藤委員の退席）

議　　長　それでは休憩を解き再開いたします。質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第４号は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第４号は、提案のとおり決定いたしました。ここで佐藤委員の除斥を解きます。暫時休憩いたします。

（佐藤委員の着席）

議　　長　それでは休憩を解き再開いたします。議案第２号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第９：議案第５号「現地調査委員の指名について」＞

議　　長　議案第５号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第５条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として４番　宮北委員、５番　佐々木委員、推進委員の調査委員として森越委員、調査補充委員として、農業委員は６番　佐藤委員、推進委員は阿部委員を指名いたします。

＜日程第 10：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長　諸報告を行います。１点目、次回の第 16 回農業委員会総会につきましては、令和６年９月 25 日水曜日、午後３時 30 分から北広島市役所５階委員会室で予定をしておりますのでよろしくお願い致します。２点目、会長と事務局の動静報告についてでございます。８月 30 日金曜日、北広島市農業関係機関合同作況視察を予定しております。こちらにつきましては、農業委員の皆様には参加の集約は終えておりまして、当日 13 時までに集合をお願いしたいと思います。３点目、次回現地調査委員の日程につきましては、９月 17 日火曜日午後１時 00 分より行いたいと思います。先ほど指名のあった各調査委員及び補充調査委員につきましては、ご参集のほどよろしくお願いいたします。続きまして、農地利用状況調査など３件の諸報告がございまして、こちらにつきましては事務局より説明させて頂きます。

事　務　局　それでは、本日お配りしております令和６年度農地利用状況調査（農地パトロール）についてと書かれた資料をご覧ください。１枚目が調査における判断区分等を表示したもので、２枚目が昨年度の調査結果の報告書となっております。

平成 21 年の農地法改正により、農業委員会が毎年 1 回、市町村区域内の全農地の利用状況について「利用状況調査（農地パトロール）」を行わなければならないとされております。令和 5 年度は、遊休農地が 17 筆、約 12.9ha であり、全て荒廃度の低い緑区分の遊休農地となっております。また、非農地通知を発出したのが 53 筆、約 8.1ha、問題なしとしたものを含めた 1889.5ha となっております。

今年度の利用状況調査については、9 月下旬から 10 月上旬にかけて調査を実施したいと考えております。調査後は、事務局にて精査し、10 月の総会にて農地・非農地の決定をいただき、速やかに利用意向調査及び非農地通知を発出いたします。

調査の流れとしては、事前に事務局及び農政課職員が市内全ての農地の調査を行い、その後、地区担当委員として農業委員及び推進委員の皆様に現地を見ていただきます。なお、皆様の現地調査日につきましては、日程調整のご相談をさせていただきたいと思いますので、お忙しい時期ではございますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。農地利用状況調査につきましては以上です。

続きまして、令和 6 年度北広島市農業委員会道内視察研修の日程等についての文書をご覧ください。今年度予定しております、道内視察研修の日程調整をさせて頂きたいという内容でございます。候補日として 5 日間 10 月の中で書いておりますので、本日の総会後に事務局まで参加の可否の記入をして頂き、提出をお願いしたいと思います。皆様の都合を踏まえて、なるべく早く研修の日程を決定したいと思います。尚、研修日程の中身につきましては、中段以降に書いておりますが空知方面においてスマート農業及び貯蔵用葡萄生産に係る研修を予定しております。参加の可否の記入及び提出をよろしくお願いいたします。

最後に、新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に関する地域関係者との意見交換会の開催についてという、北海道石狩振興局の文書をご覧ください。こちらにつきましては、8 月 21 日付けで農業委員会に案内があったもので、今年度行われた食料農業農村基本法の改正に伴いまして、それに付随する国の食料農業農村基本計画の変更が今年度見込まれております。この変更につきまして、北海道の意見を反映していきたいという意向から各地域で意見交換を開催する予定となっておりまして、石狩管内におきましては 9 月 9 日月曜日に道庁別館地下 1 階で意見交換会が開催される予定です。基本的には、実務者が対象となっておりますが、参集範囲に農業者、農業委員会と書かれておりますとおり、傍聴として農業者の参加も可能ということになっておりますので、もし参加したいという方がいらっしゃいましたら 9 月 2 日までに報告しなければならないので、今週中となってしまいますが事務局までお知らせ頂ければと思います。以上です。

議　　長　皆様から何かございませんか。なければ以上をもちまして第 15 回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　14　時 10　分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名